

身体拘束等の適正化のための指針

令和5年4月1日

社会福祉法人上山市社会福祉協議会

社会福祉法人上山市社会福祉協議会 身体的拘束等の適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 法人としての理念

① 身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束等は介護サービス並びに障がいサービス利用者（以下「ご利用者」という。）の生活の自由を制限することであり、心身に重大な影響を与える可能性があります。本法人は、各ご利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保される仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束等に該当する行為は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束等に該当する具体的な行為

（厚生労働省：身体拘束ゼロへの手引きから）

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③ 緊急やむを得ず身体拘束等を実施した場合の解除に向けた目指すべき目標

2-(1)で設置する委員会において、④の3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると判断された場合、ご利用者・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合、ご利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けた取り組みを行います。

④ 3要件（切迫性・非代替性・一時性）

次の3要件のいずれも満たす場合に限り、緊急やむを得ず身体的拘束等を実施します。

（厚生労働省：身体拘束ゼロへの手引きから）

① 切迫性

ご利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体的拘束等による行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性

身体的拘束等による行動制限が一時的なものであること

(2) 法人としての指針

次の取り組みにより、身体的拘束等の必要性を取り除けるよう努めます。

- ① ご利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束等のリスクを除きます。各ご利用者の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。
- ② 事業所全職員が身体的拘束等について同じ認識に立ち、理解を共有できるよう、研修を通じ法人全体として資質向上に努めます。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について習熟に努めます。
- ③ 身体的拘束等適正化のためご利用者・ご家族と話し合います。
ご利用者とご家族にとってより良い環境・ケアについて話し合い、身体的拘束等を希望される場合も、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会の設置・開催

虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を次のとおり設置し、身体的拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。

- ① 委員会は事務局長、事業所管理者及びサービス提供責任者をもって構成します。
- ② 委員会は年1回以上開催します。

(2) 委員会の検討事項

特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

- ① 身体的拘束等を検討し、又は実施したケースに関すること。
- ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認に関すること。
- ③ 身体的拘束等を行っているご利用者がいる場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者の心身への弊害と拘束をしない場合のリスクを評価するとともに拘束の解除に向けた検討に関すること。
- ④ 身体的拘束等の開始の検討が必要なご利用者がいる場合、3要件の該当状況、特に代替案についての検討に関すること。
- ⑤ やむを得ず身体的拘束等が必要であると判断した場合、ご利用者の主治医、事業所協力医及び家族等との意見調整の進め方の検討に関すること。
- ⑥ 身体的拘束等についての意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直しに関すること。
- ⑦ 研修・委員会の開催の予定に関すること。
- ⑧ 会議における議論のまとめ・結果の共有に関すること。

(3) 記録及び周知

委員会での検討内容を適切に記録・保管し、委員会の結果について、職員に周知をします。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため、介護支援専門員、訪問介護員、介護職員及びその他の職員を対象とした研修を実施します。職員採用時のほか、年1回以上実施します。研修の実施にあたっては、実施日、実施場所、研修内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

4 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施した場合には、身体的拘束等の実施状況やご利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会を開催して拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

5 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の対応

(1) 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の確認

(2) 要件合致確認(3要件いずれも満たしていることを確認します)

ご利用者の態様及び(1)の確認を踏まえ、委員会が限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束等を実施せざるを得ない場合、次の項目について具体的にご利用者・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

① 拘束が必要となる理由(個別の状況)

② 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))

③ 拘束の時間帯及び時間

④ 特記すべき心身の状況

⑤ 拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本会各事業所で使用するマニュアル等に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ご利用者及びご家族が閲覧できるように事業所受付への掲示や法人ホームページへの掲載を行います。

7 その他身体的拘束等の適正化のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は令和5年4月1日より実施します。